

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	プラント保安用発電機制御基板（東淀工場） 買入	019産業用機器	東淀工場	日立造船(株)	4,644,000	令和元年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	じん芥クレーン横行車輪部品（#1）ほか2点買入	019産業用機器	鶴見工場	日立造船(株)	978,480	令和元年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか19点（舞洲工場） 買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	67,230,000	令和元年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	灰クレーンバケット（西淀工場） 買入	019産業用機器	西淀工場	(株)福島製作所	12,150,000	令和元年7月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	給じん装置部品（#1）ほか38点（平野工場） 買入	019産業用機器	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	17,280,000	令和元年8月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	職員証（ICカード）の概算買入	001事務用品・機器	総務課	アマノ(株)	863,492	令和元年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	エアリフトパイプ#1ほか1点（八尾工場） 買入	019産業用機器	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,609,200	令和元年8月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

プラント保安用発電機制御基板（東淀工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

製品指定理由

今回購入するプラント保安用発電機制御基板は、日立造船株式会社製の東淀工場プラント設備電気制御用の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては、製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。
そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーン横行車輪部品（#1）ほか2点買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入するじん芥クレーン横行車輪部品は、日立造船（株）製の鶴見工場焼却設備の主要設備として、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船（株）の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

施設部 鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか19点（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか19点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

隨 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

灰クレーンバケット（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）福島製作所

3 隨意契約理由

（1） 製品指定理由

今回買入する灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理における焼却灰等を搬出するためのものであって、（株）福島製作所独自の技術により設計・製作されたものである。

また、本製品の詳細な寸法、仕様及び関連機構との関係は、非公開で当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能である。

そのため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

（2） 業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第 1 項第2号

5 担当部署

西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

給じん装置部品（#1）ほか38点（平野工場） 買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する給じん装置部品（#1）ほか38点は、JFEエンジニアリング(株) 設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様は非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

職員証（ＩＣカード）概算買入

2 契約相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 隨意契約理由

今回買入する職員証（ＩＣカード）は、本組合が導入した庶務事務システム（NEC社製）に接続可能として、NEC社が動作保証をしているアマノ株式会社製SX-250AD-1型カードリーダーに対応する職員証（ＩＣカード）である。

本職員証（ＩＣカード）は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はない。また、職員証（ＩＣカード）内の電子キーの情報についても、同社の保有する機密であり同社以外では取り扱われていない。

したがって、本職員証（ＩＣカード）概算買入については、本組合が使用しているカードリーダーの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者との特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部総務課
(電話番号06-6630-3354)

随意契約理由書

1 案件名称

エアリフトパイプ#1ほか1点（八尾工場） 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 隨意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するエアリフトパイプ#1ほか1点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の八尾工場炉体排水処理設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・排水処理設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)